

看護休暇で

子供の入学式にお休みが取れる!?

子供が病気やけがをしたときに取得できる看護休暇。

この看護休暇を、入園式や入学式でも使えるようにする

よう、衆院本会議で審議入りをしたようです。

看護休暇は原則、子供一人につき年間5日まで取得可能です。

対象は小学校就学前までの子供でしたが、今後は

小学校3年生までに広げるようです。

子供が病気の時に限らず、卒園式、入学式や、感染症による学級閉鎖でも取得可能にするとのことですが、

残念ながら運動会などの行事は対象外です。

子を持てる親としての一意見ですが、卒園式等に看護休暇で

お休みする...というのは、ネーミング的に少し違和感がある

ような気がします。なんにせよ子供のためにお休みを

取れるというのは非常にありがたいですね。

ただ...子供の体調不良は長引くときは長引き

ますし、治ったと思ったら次の感染症...

という事もよくある話で...

年間5日と決められているのは

若干少ないような気がしますね。

※看護休暇を有給とするか無給とするかは会社が定めることができます。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。